

資 格 取 得

本校で受講できる技能講習（ただし、希望者 5 名以上で開講）

	講習科目	日数	受講料	資格の特徴
1	車輛系建設機械(整地等) 運 転 技 能 講 習 ※大型特殊免許所有者	2 日間	¥44,000	ブルドーザー、トラクターショベル、油圧ショベル、ホイールローダーなど機体重量 3 トン以上の車両系建設機械を運転するために必要な資格。
2	フォークリフト 運 転 技 能 講 習 ※大型特殊免許所有者	2 日間	¥21,000	最大荷重 1 トン以上のフォークリフトを運転するために必要な資格。
3	玉掛け技能講習	3 日間	¥28,000	つり上げ荷重 1 トン以上のクレーンや移動式クレーンなどを使用して荷をつり上げる時に、ワイヤロープやチェーンなどの用具を用いて、荷をクレーンなどのつり具に掛けたり、外したりするために必要な資格。
4	小型移動式クレーン 運 転 技 能 講 習 ※玉掛け技能講習修了者	3 日間	¥44,000	つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満で、走行とクレーン操作が可能な小型移動式クレーンを操作・運転することのできる資格。
5	ガス溶接技能講習	2 日間	¥16,000	可燃性ガス・酸素を使用したガス溶接、切断等のガス溶接の作業を行うために必要な資格。可燃性ガスと酸素を使用した金属の溶接、溶断、加熱の作業を行うことができる。
6	アーク溶接特別教育	3 日間	¥22,000	金属電極と被溶接物の間にアーク（火花）を発生させ、その熱を利用して溶接する方法であるアーク溶接を行う上で必要な資格。
7	食品衛生管理責任者	1 日間	¥6,200	食品の製造、加工、調理、販売を行う人や企業に必要となる資格で、衛生管理を行い安全な食品を提供するための知識を要求される、工場の総監督のような資格です。定められたものを製造等する場合に設置が必要とされており、飲食店営業、菓子製造業、食肉製品製造業、食肉販売業や魚介類販売業などの営業を行う場合に設置が義務づけられています。
8	刈払機安全教育	1 日間	¥11,000	刈払機を使用する作業においては、作業者の転倒や刈刃の跳ね返りなどより、刈刃に接触したことによる災害や、誤った使用方法による振動障害発生可能性があります。これらの適切な取扱い方法についての知識が必要です。1 年生は全員受講します。